

(別記様式第 1 号)

計画策定年度	平成 2 0 年度
計画改定年度	平成 2 4 年度
計画改定年度	平成 2 7 年度
計画改定年度	平成 3 0 年度
計画変更年度	令和元年度
計画改定年度	令和 3 年度
計画主体	佐渡市

## 佐渡市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 佐渡市農業政策課  
所 在 地 新潟県佐渡市千種 2 3 2 番地  
電 話 番 号 0 2 5 9 - 6 3 - 5 1 1 7  
F A X 番 号 0 2 5 9 - 6 3 - 5 1 2 7  
メールアドレス nousei@city.sado.niigata.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、タヌキ、ヒヨドリ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	新潟県佐渡市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	水稲	96万円 7.7ha
	果樹	240万円 2.4ha
	野菜	72万円 2.4ha
	(小計)	(408万円 12.5ha)
タヌキ	水稲	120万円 12.0ha
	果樹	156万円 6.0ha
	野菜	120万円 3.6ha
	(小計)	(396万円 21.6ha)
ヒヨドリ	果樹	10万円 6.0ha
	(小計)	(10万円 6.0ha)
	合計	814万円、40.1ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島内全域に生息しており、主に収穫期の果樹を中心に、定植期の稲、収穫期の野菜に被害が出ている。</li> </ul> <p>○タヌキ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島内全域に生息しており、収穫期の果樹、野菜を中心に、水田畦塗り後の踏み壊しや、水稻定植後の踏み荒らし、漁業関連施設に被害が出ている。</li> </ul> <p>○ヒヨドリ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島内全域に生息しており、主に収穫期の野菜、果樹を中心に被害が出ている。</li> </ul>
---

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	種類	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
被害金額	カラス	408万円	360万円
	タヌキ	396万円	350万円
	ヒヨドリ	10万円	8万円
	合計	814万円	718万円
被害面積	カラス	12.5ha	12ha
	タヌキ	21.6ha	19ha
	ヒヨドリ	6.0ha	5ha
	合計	40.1ha	36ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①狩猟期間内（重点期間）に猟友会へ依頼し、カラス及びタヌキの捕獲を実施。</p> <p>②被害発生から捕獲までのプロセスにおいて、協議会内の手続きを簡素化することで約1週間の時間短縮を図った。</p> <p>③カラス対策DVDの作成・貸出を行い、自己防衛策等の周知を図った。</p>	<p>①猟友会会員の減少により狩猟期間中の捕獲数が減少しているため、猟友会会員確保等に向けた取組が重要。</p> <p>②時間短縮後でも約3週間の期間を要し、効果的な被害軽減被害に繋がっていないため、一層の工夫が重要。</p> <p>③島内全体で更なる個体数を減らす取組を実施する必要があるため、関係機関の連携を強化し、効率的な取組を行う。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>・行政としての措置は実施しておらず、各農家で対応している。</p>	<p>・防護柵を設置している農家が少ない。</p> <p>・効果的な対応策について、関係機関や農家が理解出来ていない。</p> <p>・放任果樹の除去が出来ていない。</p> <p>このため、被害防止に向けた普及啓発が必要。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

## (5) 今後の取組方針

### ○被害の現状

令和2年度は、前年の暖冬により、越冬個体等が多く、大きな被害実績となった。

カラス、タヌキによる農作物への被害は、依然として発生しており、地域にとって被害による農業収入の減少や耕作意欲の衰退が深刻な問題となっている。また、ヒヨドリによる被害は現状としては多くは無いが、報告されていないものもある。

佐渡南部地域におけるルレクチェへのカラス被害は依然発生しており、予察などにより被害の情報収集に努め、関係機関と対策を検討する。

タヌキについては、疥癬症の拡大により個体数が減少し農業被害も抑制されていたものの、再び個体数が増加傾向にある。

### ○有害鳥獣の捕獲

関係機関と連携し、地域からの被害状況を正確かつ迅速に把握し、被害発生から捕獲までの期間短縮に努める。また、有害鳥獣の個体数調査を実施し、個体数を把握するとともに調査結果に基づき必要な措置を講ずる。

捕獲については、従来どおり新潟県猟友会佐渡支部と連携し、年間を通じて捕獲を行う。また、免許取得費用助成等により猟友会会員の確保を図る。

### ○被害防止対策等の普及啓発

市やJAの広報誌や回覧板等で農家自身が簡単に対応出来る自己防衛策の方法を周知し、農家自ら被害対策を講じる意識を醸成する。

カラス対策としては、令和2年度に作成したDVDの貸出等で生態や対策の知識共有を行い、自己防衛策を積極的に周知し、地域や組合を挙げて自主的な追い払い体制を構築できるように促す。

タヌキ対策としては農地周辺の藪や下草を定期的に刈り、隠れ場所を無くすことや、タヌキが好む果樹や野菜類を農地に放置せずに寄せ付けないような周辺の環境整備、農地の管理を徹底する。

ヒヨドリは銃器等による捕獲が困難なため、防鳥網の設置等を推進する。

更にはJAや猟友会等からの被害状況の聞き取りを強化し、詳細な情報の収集により効果的な対策の実施が可能となるよう、連携を強化していき、捕獲が必要な場合においても速やかに実施できるように関係機関と情報共有や連携強化を合わせて行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

新潟県猟友会佐渡支部と連携し、会員による定期的な巡回を実施するとともに、集落から被害等の情報があり、捕獲の必要がある場合は、銃器またはワナにより有害鳥獣捕獲を実施する。

狩猟期間は、狩猟可能区域においてカラス、タヌキ類、ヒヨドリの捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R3年度	カラス タヌキ ヒヨドリ	新潟県猟友会佐渡支部と連携し、集落から被害等の情報があれば速やかに協議会で捕獲について協議し、有害鳥獣捕獲の実施を判断する。 狩猟期間は、狩猟可能区域においてカラス、タヌキ類の捕獲を実施する。
R4年度	カラス タヌキ ヒヨドリ	新潟県猟友会佐渡支部と連携し、集落から被害等の情報があれば速やかに協議会で捕獲について協議し、有害鳥獣捕獲の実施を判断する。 狩猟期間は、狩猟可能区域においてカラス、タヌキ類の捕獲を実施する。
R5年度	カラス タヌキ ヒヨドリ	新潟県猟友会佐渡支部と連携し、集落から被害等の情報があれば速やかに協議会で捕獲について協議し、有害鳥獣捕獲の実施を判断する。 狩猟期間は、狩猟可能区域においてカラス、タヌキ類の捕獲を実施する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>被害報告及び捕獲実績から推定個体数を、カラスを 5,000 羽、タヌキを 7,000 頭とする。</p> <p>カラスは依然として農作物の被害あること、及び近年の捕獲実績を踏まえ、年 200 羽程度の捕獲を目指す。(令和元年度捕獲実績：52 羽、令和 2 年度捕獲実績：61 羽)</p> <p>タヌキは依然として農作物の被害あること、及び近年の捕獲実績を踏まえ、年 1,000 頭程度の捕獲を目指す。(令和元年度捕獲実績：703 頭、令和 2 年度捕獲実績：920 頭)</p> <p>ヒヨドリは、捕獲が困難であるため数値設定はしない。</p>
---

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
カラス	200羽	200羽	200羽
タヌキ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
ヒヨドリ	設定しない	設定しない	設定しない

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>○カラス 銃器による捕獲（4月～3月）島内全域（狩猟期間は狩猟可能区域）</p> <p>○タヌキ ワナによる捕獲（4月～3月）島内全域（狩猟期間は狩猟可能区域）</p> <p>○ヒヨドリ 防鳥網の設置推進</p>
---

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>現在、佐渡市内には大型獣が生息していないが、将来的な被害発生に備えてライフル銃の訓練を進める。</p>
---

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R3年度	カラス タヌキ ヒヨドリ	各農家、地域住民に対して、被害防止対策（ネット等の設置、農作物等の適正管理）の普及啓発を実施する。（広報等で呼びかけ） 果樹農家に対し、予察によるカラス被害の兆候を観察し、農家自身が対応できるよう自己防衛策を周知する。
R4年度	カラス タヌキ ヒヨドリ	各農家、地域住民に対して、被害防止対策（ネット等の設置、農作物等の適正管理）の普及啓発を実施する。（広報等で呼びかけ） 果樹農家に対し、予察によるカラス被害の兆候を観察し、農家自身が対応できるよう自己防衛策を周知する。
R5年度	カラス タヌキ ヒヨドリ	各農家、地域住民に対して、被害防止対策（ネット等の設置、農作物等の適正管理）の普及啓発を実施する。（広報等で呼びかけ） 果樹農家に対し、予察によるカラス被害の兆候を観察し、農家自身が対応できるよう自己防衛策を周知する。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

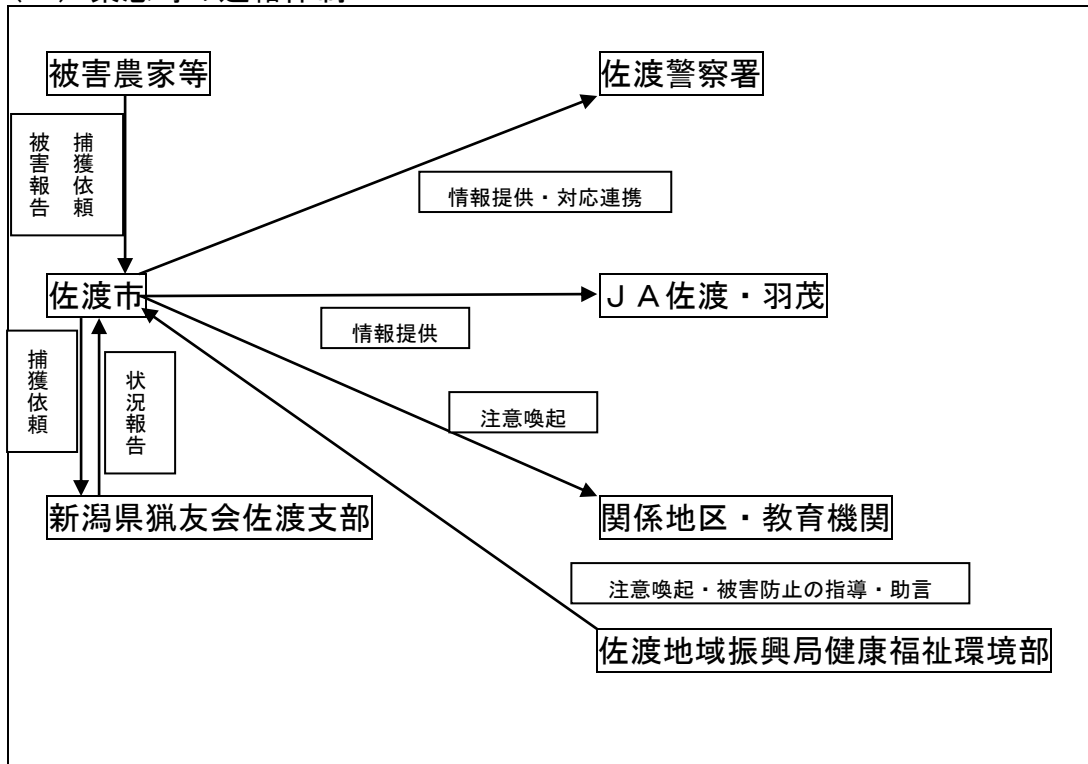
関係機関等の名称	役割
佐渡市農業政策課	被害状況の把握、関係機関との連絡調整、捕獲の依頼
佐渡地域振興局健康福祉環境部 環境センター	関係機関との連絡調整、注意喚起、鳥獣被害防止に関する指導・助言
佐渡警察署	捕獲での安全対策、注意喚起、安全管理指導・助言
新潟県猟友会佐渡支部	捕獲作業の実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したカラス、タヌキは島内のクリーンセンターにて焼却する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。  
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	佐渡市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関等の名称	役割
佐渡市農業政策課	被害状況の把握、捕獲等申請、被害防止対策指導等
佐渡市環境対策課	捕獲等許可、保護の観点からの指導
佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センター	狩猟・捕獲等情報提供・指導助言
新潟県猟友会佐渡支部	捕獲作業の実施、被害状況の把握、被害防止の啓発
新潟県鳥獣保護管理員	鳥獣保護の観点からの助言、鳥獣の個体数の把握、情報提供
新潟県農業共済組合佐渡支所	被害状況の把握、被害防止対策指導
佐渡農業協同組合	被害状況の把握、被害防止対策指導
羽茂農業協同組合	被害状況の把握、被害防止対策指導
学識経験者	指導助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐渡地域振興局農林水産振興部	被害防止対策等情報提供・指導助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。